

一宮競輪場跡地利用事業プロポーザル選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 民間資本による一宮競輪場跡地利用事業の施行者を、プロポーザル方式（一宮競輪場跡地用地について、当該用地を活用しようとする民間事業者から、用地活用の提案を受け、当該提案等に基づき最も適当であると認められる事業者を選定する方式をいう。）により選定するため、一宮競輪場跡地利用事業プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議し、最優秀提案等を選定し、その結果を市長に報告するものとする。

(1) 事業者からの一宮競輪場跡地利用にかかる提案内容等の審査

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員7人をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる区分及び人数に応じ、識見を有する者、市内関係団体及び市職員のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 法律に関し識見を有する者 1人

(2) 企業経営に関し識見を有する者 1人

(3) 商工会議所推薦者 1人

(4) 町会長連区代表者連絡協議会推薦者 1人

(5) 行政職員 3人

(委員長等)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長が欠けた場合又は委員長に事故ある場合は、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(守秘義務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会議の開催等)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(解散)

第7条 委員会は、第2条に規定する所掌事務の全てを終了したときに解散する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、経済部経済振興課産業基盤整備室において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成29年12月1日から施行する。